

報告論文のタイトル：優越的地位の濫用規制の濫用～セブン-イレブン事件の再検討～

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：加賀見一彰

所属：東洋大学経済学部

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字，英文の場合は 300 から 450 語）

本稿は、いわゆる優越的地位の濫用規制に関する近年の動向を踏まえ、とくにセブンイレブン事件を題材として、その規制の妥当性を検討する。

近年、優越的地位の濫用規制は、独禁法改正のほか、いくつかのガイドラインが制定され、急速に整備が進められている。またさらに、公正取引委員会が 2009 年 6 月にセブン-イレブン・ジャパンに排除命令を出した（セブン-イレブン事件）ように、積極的な運用が試みられている。その基本的な立場は、コンビニエンスストアをはじめとするフランチャイズ・チェーンに規制の網を掛けようというものだといってよい。

しかしながら、この規制に関する昨今の動向においては、規制を正当化する根拠が必ずしも明示されていない。経済合理性も経済学的正当化もなされないままに拡大・強化・既成事実化されつつあるのではないか、という危惧がある。規制が社会にもたらす影響を検討しないままに、一面的な観点から規制するのであれば、それこそが「濫用」と呼ばれてしまうだろう。

そこで、この報告では、セブン-イレブン事件に主たる焦点を当てて、規制の対象となった現実の活動や制度を経済学的に記述する。これは、規範的議論の前に行われるべき作業であるが、法律論あるいは経済分析のいずれにおいても看過されてきた。具体的には、大量発注、売れ残りリスクの店舗負担、および、値引き販売の制限が、当事者たちにどのような意味を持ち、なぜ導入・維持されてきたのかを説明する。そのうえで、優越的地位の濫用として規制を掛けることの効果を検討する。

本報告の主たる結論としては、① セブン-イレブン事件に関して、優越的地位の濫用として規制することの正当化は難しい。② むしろ、優越的地位の濫用以外の規制を掛けることは社会的厚生に照らして正当化される可能性がある。③ 現実の活動・制度に関する記述的分析を下敷きにしていない、という意味で昨今の動向は危ういものである。という三点を挙げることができる。